

小売店で販売される 牛肉のトレーサビリティについて

仕事
窓の5

農林水産部



小売店（スーパーなど）で販売されている国産牛肉のプライスラベルなどに個体識別番号やロット番号が表示されているのを見かけたことはありませんか。牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法）に基づき、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において、個体識別番号を正確に伝達することによって、消費者に対して牛を識別するための情報の提供を促進しています。スーパーなどで国産牛肉を販売するときは、個体識別番号の表示・伝達が義務付けられています。（なお、牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は対象外です。）牛肉の個体識別番号を検索すれば、出生地や飼養場所などの生産履歴情報を確認できます。

国産牛肉に表示すべき事項

個体識別番号（複数表示は50頭以下）又はロット番号を表示します。

（ロット番号を表示する場合は、併せて問合せ先の表示が義務付けられています。）

個体識別番号・ロット番号の表示の方法

- ・口頭での伝達では表示したことになりません。
- ・インターネットを通じて国産牛肉を販売する場合は、包装や送り状などの見やすい場所へ表示します。



個体識別番号・ロット番号の表示例



本日の販売商品

● 国産牛 個体識別番号
バラスライス 1111111111
● 肩ロース ロット番号
うすぎり BF1234
ロット番号 〇〇食品(株)
問合せ先 TEL 000-000-0000

※電話番号必須(HPアドレスも可)

色シールで
商品と
結び付け
● 国産和牛
肩ロースうすぎり
¥580

プライスカードとボード表示



部分肉ラベル

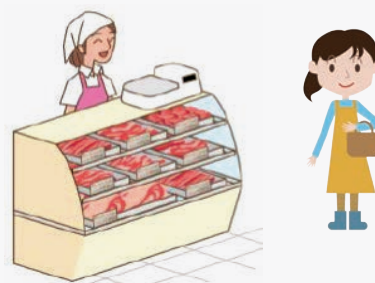


国産牛 ローススライス
0123456789
¥597

精肉プライスラベル

小売店

商品ごとに、容器、包装、店舗の見やすい場所に表示します。
(送り状、販売伝票、納品書等への記載も可)



小売店の皆様は商品を陳列する前に確認しましょう。消費者の皆様も、スーパーなどで国産牛肉を購入する際は個体識別番号をご確認ください。国産牛肉の生産履歴を確認できる（独）家畜改良センターの牛の個体識別情報検索サービスはこちらから▼

▼お問合せ先
農林水産部 消費・安全課
☎ 098-866-11672

